

修繕積立金保全運用細則

第1条（目的）

この細則は、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人（以下「管理組合法人」という。）規約第25条第1項に定めた修繕積立金の適正かつ効率的な運用を図る事を目的に定める。

第2条（運用資金の範囲）

この細則に云う運用の対象資産は、修繕積立金とする。

第3条（運用の基本方針）

修繕積立金は、計画修繕等の財政的基盤であると共に、組合員の貴重な財産である事から、元本の回収が保証され、有利且つ効率的な運用を行わねばならない。

運用の基本は大口定期預金とするが、利率の比較、運用期間、金額等の点で他の金融商品が運用上有利と判断される場合は、国債等債権での運用が出来るものとする。

その他、運用に際しての基本的留意事項は、次の通りとする。

- (1) ペイオフ対応の観点から、預貯金は分散化する。
- (2) 長期修繕計画用資金の需給に影響を与えぬ様、流動性預金（普通預金・当座預金等）との運用バランスを考慮する。
- (3) 運用金融機関、運用商品に関わる情報の収集に常に努める。
- (4) その他、資産運用上必要とする留意事項

第4条（運用の対象等）

運用の対象は、次の通りとする。

- A. 金融機関等への円建預金
- B. 郵便預金
- C. 日本国債・地方債
- D. 元本保証の金銭信託
- E. 第5条(2)に定める範囲の円建債権

第5条（金融機関等の選定基準）

運用の委託金融機関と金融商品の基本的な選定基準は、次の通りとする。

- (1) 第4条A. およびD. の金融機関は、日本の格付機関が1社以上、且つ外国の格付機関が1社以上AA以上に格付けしていることを原則とする。
- (2) 第4条C. およびE. の債権は、日本の格付機関が1社以上、且つ外国の格付機関が1社以上AA以上の格付けをしている金融商品であることを原則とする。ただし、上記選定基準に満たない場合の運用案は、理事会で協議のうえ決定するものとする。

第6条（運用）

- (1) 資産運用責任者
資産運用責任者は、管理組合法人理事長とする。
- (2) 運用案の作成と承認
 - 1) 財務担当グループリーダーは、この細則に則り運用案を作成する。
 - 2) 運用案は、理事会の3分の2以上の賛成を得なければならない。
- (3) 運用の状況・結果の報告
資産運用責任者または資産運用責任者の指示を受けた財務担当グループリーダーは、理事会で運用の状況等を報告しなければならない。
- (4) 運用益の扱い
修繕積立金に繰り入れる。
- (5) 運用の見直し
運用の開始後、運用金融機関および運用商品が第5条に規程した格付けランクを下回った場合は、資産運用責任者は、財務担当グループと対応を協議し、その結果を理事会に報告しなければならない。

第7条（運用関連文書の保管）

預金通帳、債権証券等の資産運用関連文書は、資産運用責任者の指示に従い、専従職員が管理組合法人の所定場所に保管をする。

第8条（運用関係者の注意義務と責任）

修繕積立金の運用関係者（監事を除く理事会構成員と専従職員）は、責任を自覚し公正さに対する疑惑や不信を招く事のない様、誠意を持って業務に当たらねばならない。

運用関係者がその任に背き、組合に損害を与えた事が明らかな場合は、その関係者は損害賠償の責めを負うものとする。

第9条（運用関係者の免責）

誠実に業務を遂行するも、結果として運用資産が損失を被った場合は、運用関係者の責任は問わないものとする。

附則

(1) 改訂

改訂案は、理事会の3分の2以上の賛成を得なければならない。

(2) 細則の見直しと廃止

資産運用責任者または当該責任者の指示を受けた者は、2年に一度規程の見直しを行う。細則の廃止は、総会の承認を得なければならない。

附則

この細則は、平成14年5月20日から運用を開始する

附則

この細則は、平成14年7月13日から施行する。

附則

この細則は、平成 19 年 5 月 13 日に開催の第 26 回定期総会第 2 号議案 特別決議事項 “管理組合法人の設立”の可決に伴って設立登記された、秦野南が丘さつき東住宅団地管理組合法人の登記日から施行する。

附則

この細則は、平成 25 年 5 月 19 日から施行する。